

第 122 号議案 令和 8 年度一般会計補正予算

令和 8 年 9 月 福岡県議会定例会議案 その1
第 18 回

目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
122	令和 8 年度福岡県一般会計補正予算（第 3 号）.....	1

一 般 会 計

第 122 号議案

令和 8 年度福岡県一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度福岡県の一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,697,783 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,311,305,180 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

（繰越明許費）

第 4 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 4 表繰越明許費」による。

令和8年9月9日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 分 担 金 及 び 負 担 金		4,672,914	39,280	4,712,194
	2 負 担 金	4,595,231	39,280	4,634,511
9 国 庫 支 出 金		219,711,909	7,203,902	226,915,811
	2 国 庫 補 助 金	108,088,453	7,203,902	115,292,355
12 繰 入 金		60,781,278	273,854	61,055,132
	2 基 金 繰 入 金	58,427,595	273,854	58,701,449
13 繰 越 金		34,722	307,473	342,195
	1 繰 越 金	34,722	307,473	342,195
14 諸 収 入		236,989,228	110,774	237,100,002
	4 受 託 事 業 収 入	1,863,066	15,533	1,878,599
	7 雑 入	10,818,528	95,241	10,913,769
15 県 債		168,724,500	762,500	169,487,000

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	1 県 債	168,724,500	762,500	169,487,000
歳 入	合 計	2,302,607,397	8,697,783	2,311,305,180

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		84,547,275	19,971	84,567,246
	4 市 町 村 地 域 振 興 費	24,912,989	19,971	24,932,960
5 生 活 労 働 費		220,418,786	217,937	220,636,723
	1 人 材 育 成 活 躍 推 進 費	3,569,670	6,759	3,576,429
	2 福 祉 企 画 費	8,309,786	211,178	8,520,964
8 県 土 整 備 費		134,376,383	1,706,939	136,083,322
	2 道 路 橋 り よ う 費	60,639,480	805,008	61,444,488
	3 河 川 海 岸 費	37,615,683	138,351	37,754,034
	4 港 湾 費	4,257,576	763,580	5,021,156

10 教 育 費		385, 161, 273	6, 752, 936	391, 914, 209
	1 教 育 総 務 費	42, 915, 215	6, 752, 936	49, 668, 151
歳 出 合 計		2, 302, 607, 397	8, 697, 783	2, 311, 305, 180

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
文 化 政 策 費	令和9年度	23,835千円
高等学校等教育改革推進費	令和9年度	173,938千円

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
能 楽 堂 整 備 費	令和9年度	150,269千円	令和9年度	200,402千円

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化施設整備事業費	7,285,800	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は令和8年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和9年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	7,293,700	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は令和8年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和9年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
生活労働施設整備事業費	4,620,000				4,810,100			
河川事業費	15,845,700				15,833,700			
海岸事業費	624,300				643,700			
港湾事業費	1,267,500				1,656,800			
道路事業費	32,296,900				32,464,700			
計	168,724,500				169,487,000			

第4表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 県土整備費	2 道路橋りょう費	道路改良費	1,474,800
		道路改築費	433,000
		橋りょう補修費	154,200
	3 河川海岸費	広域河川改修費	30,000
		河川災害関連事業費	340,000
		堰堤改良費	430,056
		河川総合流域防災事業費	100,000
		浸水対策重点地域緊急事業費	1,660,000
		通常砂防事業費	61,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	103,000
		砂防総合流域防災事業費	60,000
		特定緊急砂防事業費	521,000
		砂防事業費	32,000

		海 岸 高 潮 対 策 事 業 費	370,000
--	--	-------------------	---------